

合、協議セルが曩ニ要求セル条件中第三項次  
下ノ全部ヲ撤回シ更メテ左記要求条件ヲ提  
出スルコトニ決シ同日書留郵便ヲ以テ會社  
ニ郵送シタリ

要求条件

一 今田職首サレタル全部ノ各員ニ對シ解散手  
當トシテ日給百八十五日分ヲ支給スルコト  
二 貸附未拂賃金ヲ支給スルコト

但シ解散手當ト同時ニ支給スルコト

条件ノ訂正及第三第四第五撤回ノ理由  
曩ニ要求シタル条件ハ最初職首サレタル六  
名ノ元ノニ對シテ要求スルト同時ニ残サレ  
タル三十名ノ者ヲ以テ後日ノ憂キキ保証ト

ニテ手當ノ制定ヲ要求シタル元ノナルが二  
十日ニハ全部ヲ職首サレ手身其他ノ制定ハ  
根柢ヨリ覆ハサル依テ吾々ハ同全部ノ職首  
ヲ認メ第三第四第五ノ条件ハ不必要ト認メ  
撤回シ第一第二ノ条件ヲ以テ訂正シ之ヲ要  
求ス

第一條件ノ計算方法ハ左ノ如シ

- (1) 單身者日給ノ十分六
  - (2) 二人家族十分ノ六三
  - (3) 三人家族十分ノ三
  - (4) 四人家族十分ノ三五
  - (5) 五人家族十分ノ四二
  - (6) 六人家族十分ノ四五
- 但シ就職高日ヨリ解散高日ニ至ル勵キ夕  
ル全日當ニ對シテ支給スルコト

大正十二年八月二十七日